

根室市消防本部告示第1号

根室市火災予防条例（昭和48年根室市条例第56号）第49条の2第1項中「大規模なものとして消防長が別に定める要件」を下記のとおり定めたので告示する。

平成26年7月7日

根室市消防長 宗 像



記

金刀比羅神社例大祭の開催に伴い緑町御旅所周辺及びその隣接町内を会場として出店する露店、屋台その他これらに類するもので出店計画数が100店舗を超える屋外催し

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。